

6 経営 第2421号  
令和 7 年 2 月13日

茨城県農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局長

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた  
農作物共済引受要綱等の一部改正について

令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集において、農業共済事業について都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量に関し提案があり、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和 6 年12月24日に閣議決定されました。このことを踏まえ、下記の通知の一部を別紙のとおり改正したので、御了知願います。

#### 記

- ・農作物共済引受要綱（平成 30 年 5 月 8 日付け 30 経営第 380 号農林水産省経営局長通知）
- ・果樹共済引受要綱（平成 30 年 9 月 11 日付け 30 経営第 1305 号農林水産省経営局長通知）
- ・畑作物共済引受要綱（平成 30 年 7 月 27 日付け 30 経営第 1044 号農林水産省経営局長通知）

以上

（参考）「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年12月24日閣議決定）

農業共済事業において基準収穫量の算定に用いられる都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量については、一定の条件を満たす場合には、国が通知する数値を基礎として算出することを不要とし、当該数値を収穫量とすることができるよう、「農作物共済引受要綱」（平30農林水産省経営局長通知）、「畑作物共済引受要綱」（平30農林水産省経営局長通知）及び「果樹共済引受要綱」（平30農林水産省経営局長通知）を改正し、都道府県に令和 6 年度中に通知する。